呉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年4月30日

呉市長 新 原 芳 明

呉市条例第23号

呉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

呉市後期高齢者医療に関する条例(平成20年呉市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間,第5条第1項に規定する延滞 4 金の額の計算における年14.6パーセン トの割合及び年7. 3パーセントの割合 は、同項の規定にかかわらず、各年の特例 基準割合(当該年の前年に租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)第93条第2 項の規定により告示された割合に年1パ ーセントの割合を加算した割合をいう。以 下この項において同じ。)が年7.3パー セントの割合に満たない場合には、その年 (以下この項において「特例基準割合適用 年」という。) 中においては、年14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基 準割合適用年における特例基準割合に年 7. 3パーセントの割合を加算した割合と し、年7.3パーセントの割合にあっては 当該特例基準割合に年1パーセントの割 合を加算した割合(当該加算した割合が年 7. 3パーセントの割合を超える場合に は、年7.3パーセントの割合)とする。

改正後

付 則

(延滞金の割合の特例)

- 当分の間、第5条第1項に規定する延滞 金の額の計算における年14.6パーセン トの割合及び年7. 3パーセントの割合 は、同項の規定にかかわらず、各年の特例 基準割合(当該年の前年に租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)第93条第2 項の規定により告示された割合に年1パ ーセントの割合を加算した割合をいう。以 下この項において同じ。)が年7.3パー セントの割合に満たない場合には, その年 (以下この項において「特例基準割合適用 年」という。) 中においては, 年14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基 準割合適用年における特例基準割合に年 7. 3パーセントの割合を加算した割合と し,年7.3パーセントの割合にあっては 当該特例基準割合に年1パーセントの割 合を加算した割合(当該加算した割合が年 7. 3パーセントの割合を超える場合に は、年7.3パーセントの割合)とする。 (傷病手当金の支給に係る申請の受付事 務)
- 5 本市は,第2条に定めるもののほか,当 分の間,広域連合条例附則第25条第1項 の規定による傷病手当金の支給に係る申 請の受付事務を行うものとする。

 $6 \sim 7$ 略

<u>5~6</u> 略

付 則 この条例は、令和2年5月1日から施行する。